

改正

令和5年6月15日告示第172号

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者に関する理解が進み、一人一人がお互いの人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと生活できる社会の実現に寄与するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した、一方又は双方が性的少数者である二人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含めた近親者その他市長が認める者と生計が同一であり、愛情をもってその子等を養育し、又は扶養すると約した家族の関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある2人以外の者をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップ対象者とファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにあることを宣誓しようとする者の一方又は双方が性的少数者であること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 市内に住所を有し、又は市内への転入を3か月以内に予定していること。

- (4) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと（当該パートナーが養子縁組の関係にあり、養子縁組する前の関係において直系血族又は三親等内の傍系血族に該当していない場合を除く。）。
- (5) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと又は宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方又は双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓は、職員の面前において自ら記入した日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類
- (2) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者について、職権調査によっては、第3条第3号に規定する住所に関する要件を確認できないときは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者に対し、本人の顔写真が貼付された個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許書、許可書、資格証明書その他市長が適当と認める書類の提示を求めるものとする。

（転入者による継続申出の特例）

第5条 従前地の連携団体（市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携協定を締結する他の地方公共団体をいう。以下同じ。）において同種の宣誓をしている者が、市への転入に際して、引き続き宣誓しようとするときは、宣誓書により、宣誓の継続を申し出ることができる。

2 宣誓の継続を申し出る者が、従前地の連携団体から第7条第1項に規定する受領書等に類する書類の交付を受けているときは、当該書類を宣誓書に添付するものとする。

3 市長は、宣誓の継続の申出を受けたときは、日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

継続申出に係る情報提供依頼書（様式第2号。以下「情報提供依頼書」という。）により従前地の連携団体に情報提供を求めるものとする。この場合において、前項の規定により提出された受領書等に類する書類があるときは、当該宣誓しようとする者に代わり、従前地の連携団体に返還するものとする。

- 4 情報提供書の回答を通じて、従前地の連携団体から前条第2項各号の書類に相当する必要な情報が得られたときは、当該書類の添付を省略することができる。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用している氏名をいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

（受領書等の交付）

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、第3条各号に掲げる宣誓の要件を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に宣誓書の受領を証する書類（以下「受領書等」という。）を交付するものとする。

- 2 受領書等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるところにより交付するものとする。

（1）日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書（様式第3号） 一の宣誓につき、1枚を交付

（2）日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第4号） 宣誓者それぞれに対し、1枚を交付

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓書に記載されたファミリーシップ対象者が希望するときは、当該宣誓書に係る日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードを交付することができる。

（受領書等の再交付）

第8条 宣誓者は、当該受領書等を破損し、又は紛失したときは、日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、その再交付を受けることができる。

（宣誓書内容の変更）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日高市パートナーシップ・ファミリー

シップ宣誓書内容変更届（様式第6号。以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。
- (2) 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入し、又は市内で転居したとき。
- (3) ファミリーシップ対象者の記載の追加するとき。
- (4) ファミリーシップ対象者の全部又は一部と、ファミリーシップを解消するとき。
- (5) ファミリーシップ対象者が死亡したとき。

2 内容変更届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類又は市長が必要と認める書類

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の受領書等を当該宣誓者に交付するものとする。

4 市長は、変更後の受領書等を交付したときは、変更前の受領書等を回収するものとする。

（受領書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届（様式第7号）を市長に提出し、受領書等を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- (4) 第3条各号に掲げる宣誓の要件を満たさなくなったとき。

（無効となる宣誓）

第11条 宣誓が次の各号のいずれかに該当すると市長が認める時は、当該宣誓を無効とする。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないこと。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があること。
- (3) 第3条各号に掲げる宣誓の要件を満たしていないこと。
- (4) 第4条第3項に規定する求めに応じず、市内への転入を証明する書類を提出しないこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領書等の交付番号（受領書等ごとに付与さ

れた番号をいう。)を公表することができる。

3 市長は、無効とした宣誓をした者に対し、受領書等の返還を求めるものとする。

(遵守事項)

第12条 職員は、第3条第1号に規定する要件を確認する場合を除いて、この要綱に基づく宣誓及び受領書等の取扱いに関し、性自認又は性的指向を明らかにするよう宣誓者に強制してはならない。

2 職員は、宣誓を受け、又は受領書等を取り扱うに当たって知り得た性自認又は性的指向に関する情報を本人の同意なくして公表してはならない。

(周知等)

第13条 市長は、宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(台帳の整備)

第14条 市長は、受領書等の交付状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月15日告示第172号)

この告示は、令和5年6月15日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

年 月 日

（あて先）日高市長

私たちは、日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしたいので、（ パートナーシップ・ パートナーシップ及びファミリーシップ）の（ 宣誓を行います。・ 宣誓の継続を申し出ます。）

宣誓をしようとする者

氏 名	氏 名
（通称名	）（通称名
生年月日	生年月日
住 所	住 所
電話番号	電話番号

ファミリーシップ対象者

氏 名	氏 名
生年月日	生年月日
氏 名	氏 名
生年月日	生年月日

※ 通称名は使用を希望する方のみ記入してください。

※ パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする者に生計を一にするファミリーシップ対象者がいる場合には、氏名を記載することができます。

添付資料

- (1) 戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類
- (2) ファミリーシップを宣誓する場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(裏面)

確認事項（お互いに確認したことに、☑を付けてください。）

要綱第2条	<p>(関係性)</p> <p>【パートナーシップ】 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した、一方又は双方が性的少数者である二人の関係であること。</p> <p>【ファミリーシップ】 パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含めた近親者その他市長が認める者と生計が同一であり、愛情をもってその子等を養育し、又は扶養すると約した家族の関係であること。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
要綱第3条	<p>(宣誓の要件)</p> <p>(1) パートナーシップにあることを宣誓しようとする者の一方又は双方が性的少数者であること。</p> <p>(2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。</p> <p>(3) 市内に住所を有し、又は市内への転入を3か月以内に予定していること。</p> <p>(4) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと（当該パートナーが養子縁組の関係にあり、養子縁組する前の関係において直系血族又は三親等内の傍系血族に該当していない場合を除く。）。</p> <p>(5) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと又は宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。</p> <p>(6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の一方又は双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

※ 本人確認書類を提示してください。

※ 継続申出の方は、転入前に前住所地の市区町村から交付されている宣誓書受領証・宣誓書受領カードその他これに類する書類を添付して、提出してください。

様式第2号（第5条関係）

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申出に係る情報提供依頼書

年 月 日

〇〇〇〇長 様

日高市長 〇 〇 〇 〇

連携協定に基づき、別紙の対象者につき、情報提供を依頼します。

<根拠法令等>

1 根拠法令

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第3号

2 利用する事務

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年告示第256号）に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

3 利用目的

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が宣誓の継続を申し出た場合の宣誓の要件の確認（資格の確認）を行うため。

4 本人の利益

情報提供により、宣誓の要件の確認（資格の確認）ができた場合は、本人は確認のできた範囲の情報に係る資格確認書類の提出を省略することができる。

別紙

所 属 _____

確認者 氏 名 _____

連絡先 _____

1 パートナーシップ対象者

(1) 氏名 (年 月 日生)

前住所地

上記の者が婚姻をしていないこと		
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認した日 _____年__月__日)	
※ 確認した書類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	<input type="checkbox"/> 独身証明書
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

(2) 氏名 (年 月 日生)

前住所地

上記の者が婚姻をしていないこと		
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認した日 _____年__月__日)	
※ 確認した書類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	<input type="checkbox"/> 独身証明書
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

2 ファミリーシップ対象者

(1) 氏名 (年 月 日生)

前住所地

上記の者について、パートナーシップ対象者_____との関係 (続柄_____)		
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認した日 _____年__月__日)	
※ 確認した書類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

(2) 氏名 (年 月 日生)

前住所地

上記の者について、パートナーシップ対象者_____との関係 (続柄_____)		
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認した日 _____年__月__日)	
※ 確認した書類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

(3) 氏名 (年 月 日生)
前住所地

上記の者について、パートナーシップ対象者_____との関係（続柄_____）	
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済（確認した日 _____年__月__日）
※ 確認した書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

(4) 氏名 (年 月 日生)
前住所地

上記の者について、パートナーシップ対象者_____との関係（続柄_____）	
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済（確認した日 _____年__月__日）
※ 確認した書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

(5) 氏名 (年 月 日生)
前住所地

上記の者について、パートナーシップ対象者_____との関係（続柄_____）	
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済（確認した日 _____年__月__日）
※ 確認した書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

(6) 氏名 (年 月 日生)
前住所地

上記の者について、パートナーシップ対象者_____との関係（続柄_____）	
<input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> 確認済（確認した日 _____年__月__日）
※ 確認した書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

様式第3号（第7条関係）

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書

	第		号
宣誓	年	月	日
交付	年	月	日

日高市長 印

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

宣誓をした者

氏名	氏名
（通称名	）（通称名
生年月日	生年月日
住所	住所

ファミリーシップ対象者

氏名	氏名
生年月日	生年月日

氏名	氏名
生年月日	生年月日

	第 号
宣誓	年 月 日
日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード	
<p>日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。</p>	
本人	パートナー
年 月 日生	年 月 日生
住所	住所
交付	日高市長 印
年 月 日	

<p>この受領カードにより、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーあるいはファミリーとして、日高市で生き生きと活躍されることを応援いたします。</p> <p>※ 受領書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>※ この制度を利用する方の性の在り方（性自認や性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p>	
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
年 月 日生	年 月 日生
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
年 月 日生	年 月 日生
緊急連絡先	

備考 宣誓者の希望により、必要に応じて通称名を併記すること。

様式第5号（第8条関係）

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等再交付申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

宣誓者 氏 名

住 所

電話番号

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付番号	第 号※わかる場合のみ記入して下さい。
再交付を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他（ ）
再交付を必要とするもの	<input type="checkbox"/> パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

（あて先）日高市長

宣誓者 氏 名

住 所

電話番号

※ファミリーシップ対象者の内容に変更があるときは連署してください。

宣誓者 氏 名

住 所

電話番号

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

交付番号		第 号	
宣誓年月日		年 月 日	
変更理由			
変更事項		変更前	変更後
宣誓をした者	氏 名		
	通称名		
	住 所		
	電話番号		
ファミリーシップ対象者	氏 名		
	生年月日		
	氏 名		
	生年月日		

様式第7号（第10条関係）

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届

年 月 日

（あて先）日高市長

宣誓者 氏 名
住 所
電話番号

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

返還理由

- パートナーシップを解消したため
- 宣誓者の一方が死亡したため
- 宣誓書の取下げを希望するため
- 宣誓の要件を満たさなくなったため（ ）